2015年10月 19日

藤枝市長　北　村　正　平　様

日本共産党藤枝市委員会

委　員　長　下　田　次　雄

市議会議員　大　石　信　生

市議会議員　石　井　通　春

**2016年度予算編成に当たっての申入書**

　2016年度藤枝市予算編成に当たり、下記のとおり申し入れます。

　2016年度に本市に大きな影響がある国の政策は、「地方創生」と思われます。この「地方創生」とセットで打ち出されたのが、「自治体消滅論」(昨年５月の日本創成会議の報告)でした。これによると、2040年には、全国で896自治体が消滅する可能性があるというのです。秋田県は干拓で有名な大潟村１村を残して、県都の秋田市をふくめ全部消滅することになります。ある県が、ひとつの村を残して全部消滅するなどあり得ないことです。

また池袋を含む東京都・豊島区も、消滅可能性自治体となります。池袋と言えば新宿・渋谷と並んで東京山の手の三大副都心のひとつで、これもあり得ない想定です。消滅理由は、2040年に20代から30代の女性が半減するからというものですが、かなり乱暴で非科学的な根拠だと思います。

安倍政権が、意図的に誇張した想定を出してきた背景には、‟人口減少社会が来るから、大企業中心の「成長戦略」のギアを上げる必要がある。” ‟社会保障費も「聖域なき見直し」が必要だ。” ‟自治体も行政サービスの「集約とネットワーク化」が必要だ ”ということを、「やむを得ない」と国民に認めさせる狙いがあります。

『自治体消滅論』に対しては、力強い反論も起こっています。それは2011年の東日本大震災を契機に「地方回帰」ともいえる若者の地方へのＵターン、Ｉターン、Ｊターンが起こっていること。また自治体の側からも、若い世代の受け入れや地方での農業の紹介や仕事の拡大、手厚い住まいと子育て施策の推進などで人口増を実現している取り組みが、自治体消滅論を打ち破る形で出されました。このように政府の自治体消滅論は、克服されなければならないし、克服できるのです。

一方、自民党政治のもとで、地方の衰退は深刻です。そのことから「地方創生」という言葉は、昨年の衆院選でも一定の期待を集めました。政府も「地方創生」の緊急予算措置として、「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生・先行型」(子育て支援など)を組みました。市は、今後に予定される財源措置も含めて、これを賢く取り入れ、この具体化が市政の前進につながるものとなるように、関係者・住民とともに力をつくしていくことが必要です。

しかし、同時に安倍政権の「地方創生」の本質は、地方の再生ではなく、地方を衰退に向かわせるものであることを正確に見る必要があります。いま地方は、衰退からの「再生」が必要ですが、「創生」という言葉は新しくつくるという意味であって、「地方創生」とはこれまでとは全く違う地域をつくっていく戦略だということです。その中心は**「集約化」**です。地方創生とは地方を一律に活性化させる政策ではなく、公共施設や行政サービスを拠点となる中心自治体に統廃合(集約)し、これにより身近な住民サービスは低下し、周辺部の切り捨てが進められるのです。藤枝市議会で講演した内閣府地方創生推進室の森宏之氏の６５ページにおよぶ資料の中には、藤枝市の中山間地域の衰退を活性化させる政策は皆無でした。逆に「サービスを集約化させる」として小・中学校や集会所などの公共施設の統廃合をすすめ、住民は「小さな拠点」をつくって自己責任で集落生活圏を維持するしかないというような説明になっています。安倍政権の「地方創生」は、地域を衰退させた平成の大合併の延長として、さらに地方の疲弊を加速させるものにほかなりません。そしてその先には道州制があるのです。ここをしっかりと見ておくことが重要です。

首相が唱える「ＧＤＰ600兆円」も「1億総活躍社会」も「出生率1.8」も「介護離職ゼロ」も、総理お得意の空疎な言葉の羅列です。

安倍政権は、立憲主義を破壊する点でも、国民の意志を蹂躙する点でも、歴代で最悪の内閣です。すべての分野において市民の願いの対極にある安倍政権の施策をしっかり見極めながら、市民の切実な願いに応え、市民福祉の一層の充実、前進を図る予算とされるよう、切に要望するものです。

　　　　　　　　　　　　　　　記

《総務部関係》

**１　浜岡原発再稼働**

　世界一危険といわれる浜岡原発は、本市の危機管理における最大の脅威である。藤枝市議会は「絶対的安全対策がなされない限り、浜岡原発の再稼働は認められない」との決議を行った(2011年11月議会)。また市長は、わが党議員の質問に対して『…今後、安全審査において、地震・津波等の及ぼす原子力発電所の各施設への具体的な影響が完全に検証され、これに対する安全対策があらゆる角度から万全であると実証されるとともに、地域住民の同意及び関係周辺市町村の同意・理解が得られない限り、再稼働はありえないと考えている』と答えている。

これは現時点における自治体首長として最高の到達点に立つ答弁である。市長は引き続きこの立場で市民の先頭に立って、県を含むＵＰＺ５市2町と中部電力(株)との安全協定の締結に全力を上げられたい。

**２　実効性ある避難計画は可能か(新たな安全神話は許されない)**

県がつくったUPZ圏9７万人の避難計画は、実効性に大きな疑問が出されている。130万人の受入れが可能とされた避難先は、山梨や愛知・神奈川など近県である。これら近県の人たちこそ真っ先に逃げなければならないし、さらにUPZ圏内の人だけが逃げればいいというものではないからである。

大飯原発差し止め判決(2014年5月21日)では、福島原発事故を踏まえて、原発から250キロ圏内に居住する人の人格権を侵すと判決理由に述べている。浜岡から２５０キロといえば、東京・名古屋はもとより、埼玉から能登半島、紀伊半島に到る。浜岡でひとたび過酷事故が起これば、日本列島は壊滅する。実効性ある避難計画などつくれるはずがない。そうであるならば再稼働はもとより、永久停止・廃炉にして、浜岡から核物質を一切取り除くことしか選択肢はないではないか。

さらに言えば、風向きのシミュレーションで、藤枝市への放射能の危険は3％未満という県の想定も、新たな安全神話をつくり出している。本市の浜岡からの位置は、福島で言えば全村避難が続く飯舘村と同じ方向ではないか。また原発避難訓練で、３１キロ圏外へ出れば安全とする想定も同じ安全神話をつくりだすもので有害である。この面では再稼働を急ぐ国の規制委員会や県の非科学的見地にただ従うのではなく、最新の知見をとり入れた市独自の対策を確立すべきではないか。

**3　安定ヨウ素剤は事前に家庭配布を**

岡山大・津田教授(環境疫学)らの研究チームの最新発表(2015年10月8日)によれば、福島では子どもたちから全国平均より20倍から50倍高い頻度で甲状腺ガンが見つかっている。(二本松市周辺で50倍、いわき市・郡山市などで40倍、双葉町など原発立地町を含む地域で30倍、対象人口が少なくガン診断がゼロだった相馬市など北東地域を除き、残りの地域も20倍以上)。

また国立がんセンターの10歳以下の統計では、福島では3000人に一人の割合でガンまたはその疑いがあるとの結果が出ている。小児甲状腺ガンにかかる割合は、100万人に１～３人といわれているので、これは100倍から300倍に当たり、チェルノブイリより深刻な数字だといわれる。

専門家の間で強調されていた安定ヨウ素剤の事前配布は、福島県では、事故後、あわてて県外の医療機関などから１１４万錠を緊急収集し、自治体に配ったが、服用については指示を躊躇した。その結果、三春町が独自に配布しただけで、緊急時には間に合わなかった。

この失敗は痛切な教訓であり、二度と繰り返してはならない。なお岡山大がこの結果を「放射線被ばくの影響」としているのに対して、福島県は「放射線との因果関係は考えにくい」とコメントした。事態がここまで明確になっているのに、この福島県の態度は、安定ヨウ素剤配布の失敗と合わせて、犯罪的というべきレベルである。

本市が「国の指針に従って」行政で備蓄するとしていることは、緊急時に間に合わないという点で、福島県の誤りと同じ安全神話の延長にあると指摘せざるを得ない。31キロ圏にある本市は、当然、各家庭に事前に配布すべきである。

日本と同じ原発大国のアメリカやフランスは、みな家庭配布である。配布訓練をやった結果、行政機関の備蓄では間に合わないことが分かって、方針を転換したという。

家庭配布をさける国の理由は、住民に危機感が広がらないようにするためであろう。副作用が表向きの理由になっているが、薬にはすべて効能と副作用がある。家庭配布で住民の関心が高まって、はじめて「ヨウ素剤過敏症」や「造影剤過敏症」の人などに対する日常的な取り組みが前進する。事故が起こってから、副作用のことなんかいっていられないではないか。

別に学校や幼児施設にも配備し、また使用方法についての啓発に力を注ぐこと。

**4　防災計画について**

東海大地震に関する観測網の整備はどこよりも進んだが、予知できるかは不明というのが現時点の到達点であることから、予知を前提とした防災計画を根本的に見直すこと。また近年、気候変動による記録的豪雨被害が多発している中で、瀬戸川、朝比奈川、葉梨川などの防災計画、避難計画の検証もすすめること。９月に実施している地域防災訓練は、全市一律ではなく、自主防災会ごとの十分な検討にもとづく、自主的な訓練内容とするよう改善していくこと。

**５　津波対策について**

県の第四次地震被害想定では津波被害はないとしているが、津波は川を遡って本市に被害をもたらす恐れがあると考えている市民は少なくない。歴史を検証して、津波対策は必ず入れること。

１４９８年の明応地震では、津波は益津郡田中まで押し寄せたという記録がある(駿河記)　。　記録によると「海水大いに湧き、林叟の旧地(焼津市小川)たちまち変して巨海となる。溺死する者２万６千余人」とある。　南海トラフ地震では焼津市で最大10ｍの津波が想定されているが、10メートルであれば津波は障害物の少ない川を遡って藤枝市に到達する想定はあり得るのではないか。瀬戸川で言えば当然堤防を乗り越えて流域に被害を広げつつ、なお遠洋から押してくる猛烈な力で広幡や岡部にも到達し、田中にも届くのではないか。

**６　ハザードマップの活用**

2015年9月9日～１１日の「関東・東北豪雨」では、茨城県・常総市のハザードマップと鬼怒川の氾濫地域とが一致した。一方、「ハザードマップを信じるな」という防災教育が、2011年3月11日の「東日本大震災」で、岩手県・釜石市で功を奏したと報道された。災害大国日本で、ハザードマップの精度を高める不断の努力とともに、これを被害想定地域を少なくしていく計画的取り組みに生かす必要がある。市はハザードマップを全世帯に届けることだけでなく、「防災意識を高める手立て」として、市民と共にこれを検証する機会を増やすように努力されたい。

**７　市民参加のまちづくり**

市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠な情報公開を、あらゆる面で徹底、促進すること。

ア、情報コーナーは、「公文書館」をつくることを視野にいれながら、市民を含む検討チームを立ち上げて、不十分な現状を検証し、情報・資料の更なる充実を図られたい。

　　イ、ホームページの充実についても市民的な検討を常におこない、あらゆる分野の行政情報の迅速、的確な掲載に努めること。

ウ、各種委員会・審議会委員の公募制を広げるとともに、女性の参加率を高めること。女性ならではの感性・ものの見方、考え方といういわば「女性目線」を市政のひろい分野に生かすためのプロジェクトチームを検討すること。

**８　地域力の向上**

あらゆる分野で「地域力」を高めていくことが、藤枝市を元気にしていく源泉となる。行政センターと公民館という二元的な機能を「地区交流センター」に統一する取り組みをさらにすすめ、ここには「地域力」向上のための地域振興係の正規職員を配置し、住民と一緒になって事業展開をはかること。

**９　公民館などの受益者負担原則は正しいか**

前市長時代に行革の名のもとに公民館の使用料を有料化したが、公民館や地区交流センターは一般道路や義務教育と同じく本来だれにも開かれている公共財であり、無料であるべきである。

岡部町が藤枝市に編入された機会に分かったことだが、人口比で２倍以上の文化協会員を擁していた旧岡部町で、施設や出展料が有料化された途端に会員が激減した。この事実は文化や社会教育を発展させるために公民館あるいは地区交流センターは無料化に戻すことがいかに大事かを示している。年間わずか500万円程度の使用料収入を得ても、失うことの大きさに目を向けるべきである。

**10　必要な職員数の確保**

日本の公務員数は、世界水準から見て最も少ない状況にある。わが藤枝市の実職員数は、国から押しつけられている『定員適正化計画』より下回っていて、消防が志広組に移管されたとはいえ全国類似団体85自治体中ワースト2位で、過度の削減が市民に不利益をもたらすまでになっている。市民のためにかけがえのない働きをしている職員の必要数は、胸を張って確保することを要求する。

なかでも健康・予防日本一に必要な保健師、増え続ける生活保護案件に対応するケースワーカーととりわけ就労支援員の特別の強化、市税の収納対策分野など必要な部署に適正な職員を配置するよう、最大限に努力すること。

11　**プロの養成と非正規職員の待遇改善**

市職員の人事配置については、それぞれの職種の専門性や熟練度等を重視し、許認可に係る職種を除き、３年程度で機械的に異動することを改めること。市立病院事務部の幹部職員は、病院経営の中枢を担う任務が果たせる、言わばその道のプロとして育つよう、特に意を注ぐ必要がある。なかでも病院経営の一翼を担う事務部長の役割を重視する立場から上記の提言をしてきたが、3年で交代させられている現状は理解に苦しむ点である。

　また、保育園保育士や学童保育指導員、図書館司書など専門職種に携わる職員の多くが、非正規の臨時職員であることは、あらゆる面で憂うべき問題である。根本的に改め、臨時職員は臨時的業務に従事する場合に限定し、恒常的、専門的業務を担っている職員は正職員化すること。当面、臨時職員の期末手当、退職金支給などの待遇改善を図ること。

**12　月80時間以上(過労死ライン)の残業について**

　行き過ぎた職員削減によって深夜12時を超えても残業している課が複数あり、なかには午前1時・2時と「退庁記録」に残せないほどの実態が見られる。過労死ラインを超える残業には留意すること。

**13　不正・腐敗防止システム**

民間業者等とのかかわりをもつ職種について、従事する職員の不正や腐敗が起こらないように、複数職員によるチェック体制などの仕組みづくりが重要であり、その仕組みづくりと不断の検討を進めること。

**14　非核平和事業の推進**

非核平和推進事業は、「平和市長会」に参加している市にふさわしく事業の拡大と事業費の増額をはかること。市としての平和展を市役所やその他の公共施設などでも多彩に開催し、また戦争と平和に関する資料の収集に努力し、その常設展示をめざすこと。2017年に迎える「非核平和都市宣言」30周年にふさわしい記念事業を準備すること。

**15　入札制度の改善**

不断に入札制度改善に努め、総合評価方式をより精査して市内業者優先や市の政策が反映できるものにしていくこと。研究・検討が約束された藤枝市公契約条例は、公正・厳正、談合排除などの入札理念と下請業者や建設労働者に正当な報酬を保障することを統一した条例とすること。

**16　小規模工事事業者への発注**

可能な限り、請負工事の分離・分割発注に努め、現実に工事をおこなう業者が受注できるようにするとともに、小規模工事等契約希望者登録制度を導入すること。

**17　特定規模電気事業者（ＰＰＳ）からの購入拡大**

2014年度学校給食3センターで実現した特定規模電気事業者（ＰＰＳ）との契約では、財政的にもその有効性が証明された。(26年度164万6323円の節約)。

大手電力会社の独占を打破する点でもＰＰＳからの購入をさらに他の施設にも拡大すること。

**18　「マイナンバー」への対応**

　すべての個人情報を一つの番号で一元管理するマイナンバー制度は、安倍政権が「成長戦略」に位置づけて民間へどこまでも拡大しようとしていることで、アメリカや韓国のような「なりすまし・特殊詐欺犯罪大国」への恐ろしい道へ踏み出すことになった。時代遅れで世界の流れに逆行するこの制度はできるだけ早く中止し、分野別番号制度をより安全で精度の高いものにしていく方向に転換すべきである。

　この基本点に立って、市は国の説明を鵜呑みにしないで、この制度の持つ問題点や漏えいの危険を正しく伝え、市民の混乱や不安に誠実に丁寧に対応すること。市民にはメリットはほとんど感じられない上に煩わしいというのが事実で、「高い利便性」があるなどと説明しないこと。また議会で答弁した「クローズド・システムだから漏えいはない」などという正しくない説明や制度の美化も行わないこと。国に対しては現場からの声をしっかりと上げ、制度が悪くなっていくことを防ぎ、合わせて自治体負担を増やさないように国に財政負担を要求していくこと。

《企画財政部関係》

**19　財政健全化への道**

住民サービスを後退させないで借金を減らしていく財政政策によって、最高1033億円の借金を6年間で800億円まで縮減し、年間約10億円の利息の節約を実現した。この路線を更に進められたい。引き続き、年利率３％以上の市債の繰上げ返済や低利借換えに努めること。公募債の発行に市は消極的だが、市民に一定の利息を還元できること、市民の市政参加の意識を高められるという点で、活用を積極的に推進するだけの価値がある課題と考える。公募債によるさらなる借金削減を、検討すべきではないか。

**20　あるべき都市像の明確化**

　　本市は、長期総合計画の標題に「文化のまち」を掲げ続け、めざすべき都市像としてきた経過がある。

第1次計画「人間尊重を柱とし自然と文化の調和」(1972年～)。　　第2次計画「心豊かな人間性を育む文化の都市をめざして」(1982年～)。　　第3次計画「生きがいと活力に満ちた文化の都市をめざして」(1991年～)。　　第4次計画「ひと・まち・自然が美しく夢と活力ある文化の都市」(2001年～)。

第5次計画(北村市政の2011年)から「元気共奏・飛躍藤枝」となり「選ばれるまち藤枝」と大きく変わったが、市民がめざすべき都市像は必ずしも明確ではない。「健康都市」という2015年度から登場した新しい目標も元気共奏などと同じく「都市の状態」を表す言葉である。ここは市民のなかで歴史的合意となっている「文化のまち」をめざすべき都市像に据え、「文化」にいちだんの磨きをかけていくべきではないか。

21　**面談を基本とする丁寧な税務行政**

地方税法第１５条による徴収猶予制度を、営業困難、生活困難にあえぐ市民が早期に活用できるよう、手続きの簡便化や親身な相談活動を進めること。収納対策には、なるべくベテラン職員を配置し、あくまでも面談によることを基本として納税者の立場に寄り添った丁寧な対応でおこなうこと。この面からも、納税課職員1人当たり1050件、債権回収対策室は3人の職員と2人の国税ОＢで1300件もの滞納案件を抱えている現状からも、対応職員数を増やすこと。

**22　市民にペナルティーを課さない市政**

国保税が払えない市民に、資格証明書交付が９月末現在で160戸、短期被保険者証が602戸もあり、後期高齢者で短期被保険者証が18戸ある。特に窓口で医療費全額を一時払いしなければならない資格証明書交付の人は、医者にかかることができず、病気を悪化させている例は少なくないと思われる。　　全国保険医団体連合会の調査によれば、資格証明書を発行された人の受診率は、2007年度、保険証のある人と比べるとなんとわずか1/52である。保険料が払えないくらいだから、まして窓口で医療費10割を払うことなど出来ようはずもなく、これらの人はまともに医者にかかれないのである。しかし、2008年、大阪社保協がいわゆる「無保険の子」の調査を行い、反響を呼んで、国会でも取り上げられた。これを受けて厚労省が「世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられる」として「速やかに短期被保険者証の交付に努めること」との通告を出した。さらに政府は、わが党の小池晃参議院議員が2009年に出した質問主意書に対し、「子どもであるか否かにかかわらず」「世帯主がこのような状況にあるのであれば」「市町村の判断で」「短期被保険者証を交付すること」と答えている。これらの変化が本市に反映されているであろうか。いずれにしても、人道問題である。

さいたま市の担当者は、滞納している市民に面談をすれば必ず解決策は見つかるので、ペナルティーの資格証明書や短期保険証は発行していないといったが、巨大都市でできていることが、それより小回りの利く本市でできない筈はない。人道的な見地からもペナルティーは課さない市政にするべきではないか。

**23　納付困難におちいった市民への対応**

延滞金は利息が14.6%から9.2％に下がったとはいえ、滞納せざるを得ないほどの困難を抱えている市民の暮らしを高利貸し並みの金利で直撃する。

市民の生業は、順調とはいかない場合があり、また家族が想いもよらない病気にかかり、税金が払いたくても払えないことは、市民の暮らしの中では起こりうることである。こうしたとき、多くの市民はなんとか本税だけは分納でも払い終えようと苦闘し、新たに発生した課税分と合わせて２重の苦難を切り抜けようと努力する。こうした間にも延滞金は膨らんでいく。この延滞金について、市は他の納税者との「公平の原則」を持ちだして、差押えをかけても取り立てる姿勢だが、このことで市民は破産に追い込まれる寸前のケースが出ている。こういう場合に「公平」の理念を高くかざすことが、人間的であるか。市民を破産に追い込むより、市民には何とか市に税金を払ってもらえるように生活を立て直す支援をすることこそが、市がやるべきことではないか。遅れたとはいえ、納税義務を基本的に果たしている真面目な市民に対する対応は、見直すべき点があるのではないか。

**24　「静岡地方税等滞納整理機構」について**

広域連合「静岡地方税等滞納整理機構」への市税滞納事案の委任については、市職員では対応困難かつ真に悪質な事案に限ることとし、安易な委任は決しておこなわないこと。もともとこの団体は、租税法律主義に基づく課税団体ではなく違法の存在であって、この団体の存立のために毎年５０件くらいの仕事を提供しなければならなくなるというのは逆立ちである。できる限り委任を少なくして、違法な団体は早期に廃止すべきである。

25　「花の回廊」政策のための提案

「花の回廊」の起点となる 蓮華寺池公園を充実させるための7つの提案。

1. 蓮華寺池公園にペンリス市で美しく咲いている「ジャカランダ」を友好のあかしとして咲かせたい。藤まつりが終わった五月下旬から六月下旬にかけての1か月間、世界三大花木といわれる「ジャカランダまつり」ができるようにしていきたい。
2. 本市にちなんだ花「藤袴」の群生地をつくり、日本からアジアまで長距離を飛翔する大型で美しい蝶「アサギマダラ」が数百頭も群舞するような場面をつくっていきたい。
3. 蓮華(ハス)の花も藤に次いで蓮華寺池公園のシンボルである。食用のハスだけでなく数十種類もある観賞用のハスの美しさを堪能できるコーナーを造りたい。合わせて睡蓮の一角も併設したい。
4. 近年、藤の花が美しく咲かないといわれている。老木で根が弱っていると思われる。再生のために全力をあげること。
5. つつじ・さつきも、以前はもっと美しく咲いていたとの声が聞こえる。素人が刈り込むので花芽までが刈り取られてしまうのが原因ではないかという指摘がある。手入れの方法を一考されたい。
6. 蓮華寺池公園を秋にも咲く桜の名所ともしていきたい。これはジャカランダとともに十分に人々を魅了することは、岩手県や愛知県で証明されている。現在、数本あるが位置づけが弱いので、ほとんど注目されていない。
7. 「花の回廊」とは、言葉が政策を引っ張っていく無限の力をもっている点で、大きな広がりが期待できる政策である。この政策を大きく成功させるためにプロジェクトチームが必要ではないか。産業振興部や市民との連携を企画財政部として政策的にリードされたい。

《市民文化部関係》

**26　「市民文化祭実行委員会」のあり方について**

市民文化祭は市文化協会に委託されているが、本来、市が主体で行われなければならない。なぜなら市民文化祭は、全市民に開かれているからである。　　文化協会への委託は、実行委員会が文化協会主体となるという狭さを生み、協会以外の全市民参加になりにくいという状況をつくりだしている。

このことに気づいて岡部町では、文化協会の「奏踊部」と「詩吟部」だけの舞台発表会から全団体に呼びかける実行委員会に転換し、今年は新たに5団体の参加を得て、来年はさらに数団体が新しく参加を予定するというように発展のきざしをつくりだした。文化・芸術に強い職員の確保と合わせて、市が文化祭に主体的に関わり、実行委員会のあり方を全市民参加に切り替えていくことで大きく前進できると考える。

**27　文化協会へメリットを**

市文化協会の会員数が2,000人を割り込んで激減している。加盟のメリットが感じられないうえに、役職などの過重負担がのしかかるからである。

合併前の岡部町は500人を超える会員を擁していたが、この比率でいえば藤枝市は5,000人の会員ということになる。合併によって、旧岡部町の会員は、会場費が無料から有料になり、文化祭などへの参加費が無料から有料になったことで激減した。この事実は、市文化協会が従来から強く求めてきた「メリット」がいかに文化・芸術を発展させるうえで大事かということを如実に示している。

現実には、文化協会に入っていることで、市民文化祭などの仕事を担わされるデメリットが出てくる一方、協会に入っていない方が利用できるところだけ利用して楽ができるという在り様になつていて、これは見直されなければならない。市の文化行政に貢献している市文化協会には、旧岡部町がしていたようなメリットが与えられなければならない。

**28　市民会館改修工事の欠陥**

2013年度完了した市民会館の耐震・リニューアル工事は、舞台に空調の吹出口がないことや客席の横に吹出口があるという40年前の空調設計をそのままにして機械を入れ替えたことで、調整では解決できない深刻な欠陥を残すこととなった。すなわち緞帳を下した状態で舞台は冬寒く、夏は開演前の仕込みのとき、緞帳を上げて客席の温度を下げていても作業が困難なくらいの暑さとなる。真夏と真冬には舞台と客席に温度差が生じ、緞帳が上がるとき風が起こり、緞帳が揺れながら上がる。さらに客席の吹出口は前の両側にあり、前部分が丁度良い状態で、後の客席が暑いとか寒いとかいうようになる。(客席も舞台も吹出口は天井側にあるべき)。特に客席の吹出口の近くに座った観客は真夏と真冬はいたたまれない状態になり、苦情が寄せられている。10億円をかけながら、このような結果を残したことに反省すべき点がある。早急な応急対策とともに、抜本的な改修を求める。

この問題では、指定管理者から報告が上がっていたのに、これが見落とされた原因が何だったか、検証されなければならない。

さらに耐震・リニューアル工事で、新設のリハーサル室から舞台へは外通路のため、雨の日は、舞台衣装が濡れ、滑りやすいという問題がある。また二重扉のストッパーが弱いため、高齢者などに危険との指摘がある。これらについても改善されたい。

**29　宇津之谷峠一帯へ光を**

宇津之谷峠一帯は、古くからの道の歴史、トンネルの歴史が現存する「峠越えの博物館」ともいえるわが国有数の場所である。平安時代のつたの細道、江戸時代に秀吉が２万の軍勢で小田原攻めをしたとき通った江戸の道。明治の道と明治トンネル。大正の道と大正トンネル。昭和の道と昭和トンネル。平成の道と平成トンネル。さらにわが国最初の有料トンネルとなり、火災のために埋まってしまった幻のトンネルが存在する。(このトンネルの岡部側は、後に明治トンネルとなったが、くの字に曲がった静岡側は埋まったままになっている)。

また宇津之谷峠は、文学と歴史、浪漫の宝庫である。藤枝市の宝としてこの地に新らたな光を当てられたい。

**30　自治会・町内会の負担軽減**

負担が大きすぎて、自治会・町内会の役員の選考に苦労する例が目立っている。市の下請け機関化が大きな問題である。成人式、敬老会は、本来市主催で行うべき行事である。その他の面でも市の下請け機関化している部分をできるだけ小さくしながら、自治会・町内会の負担を減らし、自治会・町内会が本来の姿に立ち返れるようにされたい。

**31　地区集会所への助成**

地区集会所の耐震補強を推進する必要からも、設置費補助金の補助率を実質２分の１以上に引き上げること。また、用地費に対する補助制度を設けること。老人憩いの家建設費補助率を引き上げること。

32　**子どもの遊び場など**

ふれあい広場に幼児用遊具の設置を進めるとともに、遊休民有地の活用などで各地に児童遊園地や遊び場の設置を積極的に進めること。

**33　防犯灯の設置主体はどこか**

現在、町内会が申請して市が補助金を出す形で設置している防犯灯は、市内を明るくするためのもので、事業主体は市にあるべきではないだろうか。

　　新設の場合、ポールから立てる工事では25.000円、電柱とりつけは15.000円まで補助する。LＥＤへの切り替えは2/3の補助で15.000円限度。塗装塗り替えなどの修繕は、1/2、7.000円限度。蛍光管の取り換えは、町内会負担となっている。これは町内会に事業主体がある形態である。しかし町内会が負担すべき理論的根拠があるのか。かつて市道にも地元負担があったが、このような場合と同じで、市が事業主体になり、費用も全額負担すべきではないか。

《健康福祉部関係》

**34　国保減免制度**

　　国保法44条の一部負担金（窓口負担）減免制度及び失業等による収入減による国保税減免制度が、ここ数年全く活用されていない。申請待ちではなく、市民に広く周知し指導援助すること。

**35　国保広域化**

　2018年度から実施の国保広域化（県単位化）によって、市民が最も関心を持つ保険税の値上げが予想されることから、県が示す分賦金と市が徴収している保険税の差額の穴埋めは、市の一般会計からの繰り入れを行い、納税者に対し最大限の配慮をし、これ以上の値上げを行わないこと。

**36　民間保育所への財政支援**

　子ども子育て支援新制度により、保育所への給付が保育所運営費から施設型給付へ移行となるが、そのほとんどが保育士への給料負担で消えてしまう現状に変わりはない。それ以外の保育所事業を健全な形で行うためにも従来通り補助金での対応を継続し、円滑な園運営のための財政支援を拡大されたい。本年度より始まった株式会社運営による認可保育園運営については、特に使途制限がないことから、これまでの社会福祉法人運営以上に特に保育士賃金に影響がないように監査し、劣悪な保育環境を作らないように努められたい。

**37　保育士の確保**

　保育士不足の最大の原因は、低賃金、重労働にある。保育士資格がありながら働こうとしない有資格者が多くいる中で、職場環境の改善に市も尽力すべきである。

**38　保育料の引き下げ**

　保育料の引き下げに向けて、これまで以上の軽減措置を講じると同時に、高すぎる国基準保育料の引き下げを国に対し求めること。

　園が独自に保育料を設定する認定こども園、小規模保育所の保育料については、過度なブランド料金の設定で幼児期から園によって差別化を図らないように設置者として指導されたい。

**39　多子世帯の保育料引き上げ**

　平成22年の年少扶養控除廃止に伴い、今年度から多子世帯ほど保育料が値上げになるケースが発生している。国の政策といえども、子育てに重点を置く本市であるなら、国立市や町田市のように、扶養控除の再算定を行って保育料を算定し値上げを抑えるべきである。

**40　認可保育園の拡充など**

　本年度策定の「子ども子育てスマイルプラン」において、初めて認可保育園の増設計画が盛り込まれ、既に２園の計画が着実に実施されている事は評価すべきである。

今後も、待機児童対策は、保護者が安心して預けられる認可保育園の増設や拡充を中心に対策を進めること。また保護者の希望の多い病児保育所の新規建設も同プランに取り入れられているが、こちらの整備も急がれたい。

国が進める認定こども園への移行は、幼稚園児と保育園児が一つの教室で過ごし昼寝の時間が共有できない、保育士と幼稚園教諭の格差問題などの子供の成長を阻害する問題があることを示して保護者の理解を得て行うこと。

**41　小規模保育所**

子ども子育て支援新制度において新設された定員19名以下の小規模保育所は、特に目が離せない3歳未満児を受け入れる施設となる事から、従来の認可基準である従事者全てが保育士資格を持つ基準とするように、議会答弁通り今後も継続すること。また、給食設備や園庭設備など、従来の認可基準に必須となっている条件も完備するようにすること。

**42　家庭的保育従事者（保育ママ）**

　他市に先駆けて行われている本事業も、3歳未満児の受け入れ施設となることから、議会答弁通り今後も保育士資格を持つものに事業従事者を限ること。

**43　学童保育の年齢制限など**

　これまで求めてきた本項目が、2校（青島・青島北の各小学校）を残しすべて解消し大いに歓迎したい。予定通りこの2校も29年度には解消するように求めたい。

また、大規模化せず定員は最大でも40名とする事、児童一人あたりの最低床面積基準を順守すること。専門性の求められる指導員の待遇は臨時職員ではなく、正規職員化を含め継続して務められスキルアップできる労働条件に改めることを今後も求めたい。

**44　児童館の建設**

　児童福祉施設の中で唯一全ての児童（0歳～18歳まで）が利用できるのが児童館だが、本市には存在しない。子育てを標榜する町であるならばぜひ整備を急がれたい。地域の子育てセンターやＶＩＶＩの「おやこ館」は未就学児を対象とした施設であり児童館とは根本的に異なる。既存の公民館施設の活用も含め、新設・整備を進めること。

**45　こども医療費助成**

　　他市との比較対象になりやすいこども医療費助成は、北村市長誕生直後に本市が先駆けて実施したが、その後多くの市町で保護者や学校の世論に押され自己負担ゼロになっているのに、本市はそうなっていない。

また本市だけに残る中学生の医療費償還払い方式は、保護者の負担が大きくなんら続ける理由がない。受給者証にするか、払い戻し場所を公民館等にも広げるべきである。

**46　母子家庭等援助費（入学祝金）**

　福祉施策を「切る・削る」市政が横行した当時の弱い者いじめの典型ともいえる本制度の減額（5万円→3万円）は、早急に5万円に戻すべきである。代替措置として取り入れたとしている高等職業訓練促進給付金制度も、年10人くらいにしか利用されておらず、多くの母子世帯には役に立っていない。

※２８・２９の介護人手当、針きゅうマッサージの所得制限、紙おむつ券についても、“負の遺産”であり母子世帯援助費と同様元に戻すべきである。

**47　介護予防総合事業**

　17年度から実施される要支援１・２の介護予防サービス（訪問、通所介護）は、新たな制度化においても、議会答弁通り本人の選択によるサービスの継続を行い、行政主導による安易なボランティアサービスへの移管を行わないこと。

　また、窓口に来た新規申請者についても、チェックリストの乱用による介護申請はずしはしないで、議会答弁通りに本人の意思による必要な申請手続きを行うこと。

　医療行為が必要で強い希望があるのに、国の方針で在宅介護へ移行させられているケースがかなり出ている。本人や家族の願いの方向で改善すること。

**48　介護料滞納者に対しての分納制度**

　高年齢の滞納者の多くは、市税だけでなく、介護保険料の滞納を抱えている。介護保険料の滞納ペナルティーは、国保と比べて過酷であり一律に科せられる。介護保険料も相談に行けば分納等の措置を講じ、一概にペナルティーを課さないとするが、市民のほとんどは納税課相談だけにとどまる。

介護保険滞納者に対して、納税課の分納相談だけに留まらず、介護福祉課として保険料分納の取扱いを進め、介護サービスの取上げを行わないようにするべきである。

**49　日常生活用具給付等事業**

　障害者、介護保険利用者に対する本制度の周知を図ること。また増額を実施すること。

**50　一人暮らし老人等食事サービス**

　毎日配食に拡大されたい。希望者には老人世帯にもサービスの拡大を検討されたい。

**51　特別養護老人ホームの増設**

増設を望む市民の声は、もはや永遠の声となりつつある。待機者、保険給付費など進捗状況を勘案して整備していくべきである。

**52　申請に基づく生活保護**

　今年度から実施の自立支援制度が、生活保護申請を妨げるものになる事がないように、相談者に対しまず申請書を渡して説明を行い、就労支援など必要な支援は申請と同時に行うこと。多様化する相談者の形態に対応するために、ケースワーカーはじめ職員配置を手厚く行い、特に残業時間が多い自立支援課職員の負担軽減に努めること。

《産業振興部関係》

**53　最重要部門としての位置づけ**

産業振興部は、地域経済を発展させるという本市の最重要政策を担っている。この位置づけを明確にして、人事の上でも特別に重視する必要がある。地域の経済を担っている人たちのなかには、鍛え抜かれた人が多く、相手にしてもらえるだけの地域経済のプロをじっくり育てなければならない。市の中でも弱い分野になっているので、長期的な戦略を持ってこの課題に取り組み、さらに地域振興条例の制定も検討すること。

**54　中山間地域の定住人口対策**

交流人口だけでなく、定住人口増を実現してこそ中山間地域の活性化といえる。この問題では6年間強調してきて、ようやく市が定住可能用地の調査に予算をつけるようになったことは喜ばしい。これらについては、市によるミニ宅地開発、空き家や空き工場などの利用可能宅地の確保、空き家バンクを柱とする定住人口増加対策を活性化計画の中心に据えることが求められる。

**55　住宅リフォーム制度**

地域経済に波及効果が高いことが立証されている住宅リフォーム制度をつくること。

**56　中小商工業者融資制度の改善**

商工業者の実態調査・把握に努め、緊急経営改善融資制度などの弾力的な対応を図るとともに、無担保、無保証の緊急かけこみ融資制度（100万円限度）を設けること。小口資金融資限度額を800万円に引き上げること。

**57　市営駐車場の市民サービス向上**

駅前市営駐車場の駐車料金について、文化センター利用者は無料、一般利用者は半額として、利用の向上及び商店街振興を図ること。

**58　鳥獣被害対策**

増大し深刻化している農作物等のいのしし被害について、有効性の高い電気柵設置への助成を増やし、貸し出す檻の確保を図るなど、その対策をさらに強めること。また、有害鳥獣駆除事業の猟友会への委託料や報償金の予算を増やし、いっそうの効果増大を図るとともに、猟友会などに対し有害鳥獣駆除許可権者としての指導性を確立すること。

**59　「玉露の里」直営化の検討**

「玉露の里」の指定管理者による運営は、産業振興という本来の目的から遠く離れ、地元住民とも遊離している。直営に戻すこと。また、文化・芸術のための施設、社会教育施設、スポーツ施設、社会福祉施設の指定管理者については、基本的に直営に戻すべきである。

**60　びく石に新しい光を**

笹川からの八十八石登山道を展望石から上にとって左手方向に新しいハイキングコースを開き、滝や巨石群を見られるようにすること。頂上の眺望のために、地権者に木を切らせてもらう交渉をすること。芸術的ともいえる巨石群をひとつ一つ鑑賞できるように、その周辺の整備に着手すること。

《都市建設部関係》

**61　道路百年の大計**

国道一号線は、藤枝バイパスが国道となったことで、県道島田岡部線となっているが、深刻な渋滞を引き起こしており、これによる損失は計り知れないものがある。この重要幹線道路の渋滞を起こさないために、「道路百年の大計として」これに並行するもう1本の幹線道路計画が用意されるべきであったが、これは未だにできていない。(島田市のはなみずき道路のように)。

このために、三輪立花線の朝比奈川架橋を早く完成させ、西への未整備区間の延長に着手する必要がある。この道路の終点となる立花から、さらに県道島田岡部線に並行して西への延長計画を検討することを提案したい。

**62　藤枝バイパス４車線化**

藤枝バイパスの仮宿インターから野田までの10.7キロ間の4車線化について、「事業化」が早期に決まるよう関係機関への働きかけをいっそう強めること。

**63　狭隘道路の拡幅整備**

救急車やバキュームカーが入れないような狭隘道路の解消を計画的に進めること。狭隘道路は用地を市民の寄付により拡幅するとしている一方で、６メートル以上の道路は市が買い上げており、整合性に問題がある。狭隘道路も買い上げを基本とすること。

**64　市役所と家庭を舗装で結ぶ**

市役所と家庭が舗装で結ばれていない個所の解消を、市道だけでなく私道についても計画を立ててすすめること。

**65　八幡橋左折鋭角度の改良**

県道島田岡部線(旧国1)八幡橋(はちまんばし)から藤岡3丁目方向に左折する場合、角度が鋭角すぎて危険である。改良を県に働きかけられたい。

**66　デマンドタクシーの拡大等**

静鉄ジャストラインの路線バス運行については、維持、確保を図るよう努力をつくすこと。自主運行バスについては、市立総合病院直通路線など、路線とバス台数、運行回数を増やして市民の利便性向上を図ること。

好評のデマンドタクシーについては、バスが通っていない仮宿や下当間への導入も含めてさらに拡大の検討を進めること。

**67　身近な市民要望―位置づけに見合う予算を**

市民の要望の強い河川・水路改修と市道改良（道路新設改良費）事業は、「仕事と雇用を増やす」面からも、当初予算の段階から積極的に事業費を増額し、計画的に市民の生活環境整備を進めること。6年間に予算額は増額され、市は「最重点課題」(企画財政部長答弁)に位置づけてはいるが、一般会計決算総額対比でみるとまだ1.09％(26年度)の水準であり、これを位置づけにふさわしく引き上げていくこと。

県道吉永藤枝線の新幹線ガード下の歩道は、フェンスで止められており、通学路として危険であると市民から指摘されている。土地所有者のＪＲ東海と協議し、フェンスを撤去して通学路の拡幅に努めること。

**68　道路照明灯の増設**

主要な市道の交差点等の道路照明灯の設置及び維持管理は、基本的に市の責任であることを明確にし、増設など十分な明るさを確保するよう計画的に進め、また、太陽光利用への切換えなど検討していくこと。

**69　兵太夫地区の水害対策**

水路氾濫常襲地域である兵太夫中地区の水害対策には、今年度から中期的な対策である水路拡幅が予算化されたが、抜本的な対策となる調整池が必要であり、国の補助制度を活用するなど検討をすすめること。

70　**2級河川の著しい荒廃**

2級河川の瀬戸川上流、朝比奈川、葉梨川は多くの地点で土砂の堆積、草木の繁茂など荒廃が著しく、河川流量断面を狭め、直視できないほどの状況で市民の心を痛めている。危機感を持って県に別枠予算を含め抜本的対策を要求すること。昔のように住民の暮らしのなかに川を取り戻せるように、息の長い取り組みをしていくこと。

71　**住宅入り口の占用料**

旧岡部町で実現していた住宅の入り口に係る河川・下水路占用料は、道路の延長との考え方ですべて無料とすること。大井川用水路の占用料も、土地改良区と協議して無料化を図ること。

**72　河川堤防の草刈り**

河川堤防の草刈作業は、高齢化が進んで住民に間で矛盾が起こっており、基本的には管理者の責任で実施するよう改善すること。

**73　耐震補強への助成**

木造住宅耐震補強工事に対する補助額を40万円(高齢者70万円)からさらに増やし、手続きの簡素化等の改善を行うなど、危険住宅の解消に積極的に取り組むこと。また、高齢者世帯の家具固定対策事業について、助成要件等の緩和や弾力化を図り、その実効性を高めること。これらの仕事をなるべく住民が身近かな業者などに頼めるような仕組みづくりをしていくこと。

**74　市道・時ケ谷地域の整備など**

市道1007号線時ケ谷地域の交通危険個所の改良整備を、積極的・計画的に進めること。また県道33号（主要地方道藤枝大井川線）の国道１号交差点（志太）は、右折車両が多く常時渋滞している。右折信号の時間帯を長くして、その緩和を図ること。

**75　藤岡橋の拡幅・改良**

藤岡橋が狭く、老朽化も目立つことから、災害避難時に隘路となるおそれなどで地元住民から拡幅改築要望が強く出ている。改良を進めること。

76　**西益津の渋滞解消**

県道30号（（主）焼津藤枝線）と県道224号（大富藤枝線）との交差点は、県道島田岡部線の大手交差点と近接しているため、渋滞が頻繁に起きている。昨年の要望書提出後、県が郡地区の調査を開始するとの情報が寄せられたが、引き続き対策を強められたい。

77　**歩道などの弱者対策**

市民の車椅子や自転車利用などを支援、推進するために、歩道の新設、拡幅や段差の解消、電柱の移設などの対策を強めること。

**78　自転車専用道路の検討**

健康志向で関心が高まっている自転車専用道路の研究もすすめること。

79　**空き家住宅荒廃対策**

増えている空き家老朽危険住宅の撤去に助成制度を設けること。また旧耐震基準住宅の建て替えに、公費支援制度を設けること。

**80　交差点範囲の拡大の提案**

　市道5地区282号線から県道島田岡部線へ出る交差点は、直近の仮宿東交差点の信号機により県道下り線に停車車両が連なることから、自動車を運転して出る場合、特に静岡方向へ右折することが非常に大変である。この市道付近に住む住民にとって非常に大きな問題であるが、長年解決できないでいる。仮宿東交差点の信号機処理の範囲を、この市道5－282号線との交差点まで広げることにより、この問題を解決できると思われるので、この改善方検討と実現を積極的に進めていただきたい。

**81　「木障切り」(こさぎり)を積極的に**

　市が管理する山間部の道路にかぶさるように繁茂する木・枝を除去する作業は高齢化で地域ができなくなっている。また危険が伴う作業で、市は住民がやる作業ではないとわが党議員に答弁している。道路法の規定に基づいて、この作業を市は積極的に行うこと。その際、個々の地権者の同意は必要だが、地域全体に向かって合意を取り付けておくことは重要である。

**82　蓮華寺池公園の整備**

名園の陰には名庭師がいる。四季に花々が咲き乱れ、野鳥が群れ遊ぶ県下きっての名園にするための人の配置を考えたらどうか。(詳しくは「花の回廊」で)

《環境水道部関係》

**83　クリーンセンター対策について**

1. 焼却施設規模について

　ごみ焼却量を減らし、焼却炉の規模を最大限小さくすることは、立地周辺の環境負荷を小さくするとともに、施設建設費や稼働後の運転経費、収集車運搬経費等を節減し、さらに地球温暖化対策に貢献するものである。藤枝市の現在の取り組みを、さらに強化されたい。特に、焼津市の取り組みを強化することに、意を注いでいただきたい。

1. ごみ運搬車両の施設への搬入出経路について。

　環境影響評価調査結果を待つまでもなく、旧国道１号仮宿交差点への車両通行負荷を多くすることは、極力避けるべきだと思われる。藤枝バイパス広幡交差点も同じである。

　志太中央幹線の県道島田岡部線と天王町間開設もそう遠いことではないので、県道静岡朝比奈藤枝線を経由して、高田側からの入出をメインとすることが適切であり、賢明だと思われる。具体的な検討を始められたい。

**84　生ごみ資源化の更なる推進**

本市の燃やすごみ量が全国で5番目に少ないところまで到達したことは、生ごみ資源化を中心にした燃やさない仕組みづくりの成果として、高く評価したい。(人口10万～50万の240都市の中で5番目)

生ごみ資源化には困難な課題も出てきており、処理費も現状では安くないことをもって議会の一部から焼却に戻せという意見が頭をもたげているが、市の方向性は正しい。費用問題も含めて必ず打開は可能であり、引き続き業者とも連携してこの方向で努力されたい。

85　**生ごみ発電の研究を**

　城南の公共下水処理場の汚泥を活用した発電と共に、生ごみを発電に利用する方式を進めていくことは、ごみ減量の上からも極めて重要な意味を持っている。ぜひ成功のために努力されたい。

**86　リサイクル・ステーションの見直し**

　さらに燃やすゴミを減らすために、現在休日の集積所を補完する位置づけになっているリサイクル・ステーションを、市民参加の分別ステーションに変えることを改めて提案する。モデルは徳島県・上勝町や愛知県・日進市にあり、住民自らがリサイクル・ステーションに持ち込むことを特徴とする。資源化のために割箸などや廃プラスチックをさらに細かく分別し、分別品目をさらに増やせる。工夫次第で運搬経費も大きく減らすことができる。これによりごみの8割を減量することが可能である。

**87　ごみ集収有料化**

有料化すべきとの声が一部にあるが：減量効果も一時的で、不法投棄が増え、百害あって一利なしの有料化はおこなわないこと。

**88　公共下水道拡張と老朽化への対応**

公共下水道の拡張を進めつつ、雨水の流入や配管施設などの老朽化対策も併せて進めること。

**89　助成制度などの新設**

母子世帯や老人世帯などの下水排水施設工事に対する助成制度及び使用料金軽減制度を設け、下水道や農村集落排水施設の加入促進を図ること。

**90　石綿管などの取り換え**

上水道の老朽鉄管と石綿管の鋼管等への敷設替えを、計画的に促進し、地震対策も進めること。

**91　アスベスト対策**

民間の倉庫など解体工事によるアスベスト飛散防止について、十分な注意と対策を徹底するとともに、発注者と請負業者に周辺住民への周知・説明責任を果たすよう、万全な措置を講ずること。

**92　再生エネルギーへの取り組み**

太陽光、小水力、バイオ発電など自然エネルギーへの転換を推進するため、積極的な検討作業を進めること。公共施設の太陽光発電、農業用水利用の小水力発電などで公共施設の光熱費を補い、公用車や自主運行バスを走らせる方向をめざすこと。

《教育委員会関係》

93　**行き届いた教育**

小・中学校の学級数は増えているのに、教師数は充分なものとはいえない。市独自に講師を採用して、教師の負担軽減と教育の充実を図ること。また、相談員活用事業費を増額し、相談員を増やして、いじめや不登校などの対策をいっそう強めること。スクールソーシャルワーカーは、市独自にでも配置を続けること。

94　**就学援助のあり方**

就学援助については、児童生徒全員から申請用紙を提出してもらい、受給対象者もれのないよう配慮すること。従来、生活保護基準の1.5倍の収入世帯に対し支給されていた準要保護者基準は、三度の生活保護基準の引き下げにも関わらず、これまで同様の世帯に支給すること。

95　**非核平和教育の推進**

ミニ平和展を小中学校のスペースで行うなど、非核・平和教育に力を注ぐこと。

96　**地産地消推進チーム**

議員提案での藤枝市地産地消条例が、11月議会で可決される見通しとなったことで、学校給食の藤枝産食材利用拡大はかけ声だけでは済まなくなった。生産者の意欲や生産実態とどうマッチするか、双方からの具体的な検討と協議、すり合わせや研究が必要ではないだろうか。これらを担う推進チームを設けて、積極的に進められたい。

97　**調理センター職員の待遇改善**

学校給食調理業務の民間委託は行わないこと。また、調理員のパート雇用をやめ、臨時職員も1日単位の勤務形態とし、有給休暇や期末手当など労働条件の改善を図ること。

98　**地産地消、美味しい給食のための規模の検討**

給食調理業務は、小規模であるほど地場産品利用の面でも、食味の点でも優れている。自校方式又は小規模センター方式への転換を図ること。例えば、老朽化が指摘されている西部給食センターは、高洲地区と大洲地区に分けるなど。北部給食センターでも同じような検討をすすめたらどうか。

99　**図書館の充実**

3館となった市立図書館の図書・資料購入予算が、6,500万円から2014年度4084万円と大幅に削られた。蔵書数は県下23市中17位と下位にあり、来年度さしあたり6500万円に戻すべきである。新たに購入する図書が3館で１冊程度という状況を変えることを基本に図書・資料の充実に努めること。

100　**学校司書の全校配備**

学校図書館の充実にいっそう努力するとともに、図書司書を実質全校に配置すること。

101　**23条の誤りを正す**

社会教育法第23条の解釈の歴史的誤りについて、2013年6月議会で当局はこれを認め、改善を約束したが、現場ではなお正確な理解に至らず混乱も見られる。速やかに改められたい。

《病院事業関係》

**102　公立病院の基本点について。**

　高齢化が進む中で、国の医療費抑制を柱とする医療政策は、今後も強まると思われる。

　全職員の懸命な努力により、赤字脱却のめどが立つ状況となったいま、公立病院としての基本点、そのあるべき姿や役割について、あらためて考え、検討されたい。本当に市民に信頼される病院とは、どんな病院であるか、常に、そしてくりかえし、真摯に考え、検討していただきたい。

**103　外来待合の椅子の改善について。**

　外来待合の患者用椅子（３人連結型）に、少し長く座っていると、体が大変になってくる。座高が低すぎることや背もたれの傾斜が大きいことが、その原因かと思われる。

患者用の椅子としての、初年度調達時点の検討がどうであったかも参考にしながら、改善方を検討されたい。一気に全数を替えることは経費的に無理があるとすれば、部分的あるいは年数をかけることを含めて、検討していただきたい。

**104　紹介状のない患者への対応**

紹介状のない患者の診療拒否については、依然として非難や怒りの声が聞かれる。紹介状のない患者に対しては、受付でのていねいな説明と、親切な対処が重要かと思われる。よく検討されたい。

また、かかりつけ医を持つことは、患者自身の問題だと理解されるような取り組みが重要だと思われる。この視点を含めた、様々な取り組みを進めるようにしたい。

105　**無理な転・退院への留意**

厚労省は2016年度診療報酬改定の基本方針で、「平均在院日数短縮」による診療報酬アップや「退院支援の強化」などで、患者追い出しの方向を強めている。無理な転・退院とならないよう、相談業務部門のいっそうの充実（職員増員を含む）を図られたい。

106　**出前講座のすすめ**

磐田市立総合病院では、「病院と地域住民との強い信頼関係を築いていくこと」を目的として、出前健康講座を2012年度からおこなっている。住民からの要望に応じて、病院の医師、看護師など医療従事者が地域の公民館などに出向いて、病気の知識や予防、地域の医療機関との連携などについて話し、懇談している。話すテーマについては、100以上のメニューが用意されている。

　このような他病院の事例も参考に、病院が積極的に地域や住民の中に出かけていく姿勢を強めていただきたい。９年ぶりに黒字化を達成したいまは、「外へ出る」好機とも言えるのではないだろうか。

107　**給食について**

患者給食調理業務の民間委託化はおこなわないこと。

**108　駐車場問題の解決を**

足の悪いひとや重病患者、また高齢者にとって、階段を上がり降りしたり、長い距離を歩かなければならないことで、駐車場問題の解決は急務である。　また同時に、乗り入れバスの利便性を高める課題も、駐車場問題の解決という立場で積極的に取り組まれたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≪以上≫